

告 訴 状

平成25年7月11日

東京地方検察庁 御中

〒414-0001 静岡県伊東市宇佐美1817-1

電話 090-7300-9006

告訴人 稲葉 寛



〒107-0062 東京都港区南青山1丁目11番45号 スズキビル2階

被告訴人 ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社

代表取締役 小松 裕介

第1 告訴の趣旨

被告訴人の行為は、有印私文書偽造罪、同行使罪（刑法第159条第1項、第161条第1項）に該当するので、捜査の上、嚴重に処罰されたく告訴いたします。

第2 告訴事実

被告訴人は、同年4月26日付けで被告発人の株主である告訴人が被告訴人に対して行った小松裕介、菊地孝生、籠池賢二、高木章ら4名を被告訴人の取締役として選任するよう求めた株主提案の撤回を目的として告訴人の承諾なしに記名、押印を偽造した株主提案を撤回する旨の書面を自ら作成して平成25年5月20日に日本郵便株式会社伊東郵便局から配達証明郵便物として被告訴人に送付して交付したものである。

第3 告訴の事情

1 被告訴人は大阪証券取引所ジャスダックに株式を公開している上場企業で

ある。

- 2 被告訴人は静岡県伊東市にある伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園等を運営する株式会社サボテンパークアンドリゾートを連結子会社としているが、景気低迷もあって入場者減、売上減が止まらず上場を維持できるかどうか微妙な状態が続いている。また、売上の大半を占める伊豆シャボテン公園の底地が競売にかけられ係争になるなど将来の見通しも不透明な状態にある。このように被告訴人の経営が危ぶまれる中、元国会議員である山口敏夫は借名分を合わせても本来は会社の支配権を確保できるはずがないにもかかわらず、なぜか被告訴人に多大な影響力を有している。
- 3 告訴人は、被告訴人の発行済株式総数の100分の1以上にあたる39万4500株を有する株主であるところ、山口敏夫が敵対する株主らに対抗する中でさらに被告訴人を私物化するのを回避すべく、平成25年6月に任期満了となる現取締役4名の再任を求めるべく平成25年4月21日株主提案権行使した。
- 4 その後、被告訴人は募集株式発行差止めの仮処分申立てが却下されたことを受け、平成25年5月14日、名義ばかりの上田和彦に対する第三者割当増資を行うことになったが、取締役籠池賢二はこれに反発して取締役会を欠席した。そうしたところ、上記告訴人の株主提案が株主総会で議案とされれば山口敏夫の意に沿わない籠池賢二まで取締役として再任されることを嫌った被告訴人は、おそらくは山口敏夫の指示を受けて、告訴人が韓国に出張していた最中の平成25年5月20日、告訴人の了承を得ることなく、告訴人名義を偽造して株主提案を撤回する旨の書面を作成して被告訴人に送付し、その結果を平成25年5月22日にIR情報として公表した。
- 5 被告訴人は上場企業でありながら、元国会議員山口敏夫の影響力の下、株主である告訴人の名義を偽造してまで株主権の行使を封じるような行為は断じて許されないので、被告訴人の嚴重な処罰を求めるものである。

第4 立証方法

- 1 履歴事項全部証明書
- 2 議案提出権の行使に関する書面
- 3 株主提案権の行使に関するお知らせ
- 4 株主提案に関する当社の考え方に関するお知らせ
- 5 第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ
- 6 株主提案の撤回に関するお知らせ

第5 添付資料

上記各証拠

告 発 状

平成25年6月12日

東京地方検察庁 御中

〒227-0063 横浜市青葉区榎が丘31番地3-303

電話 080-6063-0144

告 発 人 青 山 篤



〒107-0062 東京都港区南青山1丁目11番45号 スズキビル2階

被告発人 ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社

代表取締役 小 松 裕 介

第1 告発の趣旨

被告発人の行為は、有印私文書偽造罪、同行使罪（刑法第159条第1項、第161条第1項）に該当するので、捜査の上、嚴重に処罰されたく告発いたします。

第2 告発事実

被告発人は、平成25年5月22日、同年4月26日付けで被告発人の株主である稲葉寛が被告発人に対して行った小松裕介、菊地孝生、籠池賢二、高木章ら4名を被告発人の取締役として選任するよう求めた株主提案を、稲葉寛の記名、押印を偽造した株主提案を撤回する旨の書面を作成して日本郵便株式会社伊東郵便局から配達証明郵便物として被告発人に送付して交付したものである。

第3 告発の事情

1 被告発人は大阪証券取引所ジャスダックに株式を公開している上場企業である。

2 被告発人は静岡県伊東市にある伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園等を運営する株式会社サボテンパークアンドリゾートを連結子会社としているが、景気低迷もあって経営上の問題も多数かかえていて上場を維持できるかどうか微妙な状態が続いている。また、売上の大半を占める伊豆シャボテン公園の底地が競売にかけられ係争になるなど将来の見通しも不透明な状態にある。このように被告発人の経営が危ぶまれる中、被告発人は家族や知人である [redacted] (杉並区) [redacted] (千代田区) [redacted] (杉並区) [redacted] (千代田区) [redacted] (千代田区) [redacted] (横浜青葉区) [redacted] [redacted] (渋谷区) (株主名簿参照)など複数の借名名義で山口敏夫宅(麴町三番町マンション)においてパソコン2台で同じIDアドレスを使い楽天証券及びマネックス証券を通じ秘書であった [redacted] を使い違法に被告発人の株式を保有し、被告発人の経営を牛耳るようになっている。

3 稲葉寛(静岡県伊東市宇佐見1972-11)は、被告発人の発行済株式総数の100分の1以上にあたる39万4500株を有する株主であるところ、山口敏夫が敵対する株主らに対抗する中でさらに被告発人を私物化するのを回避すべく、平成25年6月に任期満了となる現取締役4名の再任を求めべく平成25年4月21日株主提案権を行使した。

4 その後、被告発人は募集株式発行差止めの仮処分申立てが却下されたことを受け、平成25年5月14日、名義ばかりの上田和彦に対する第三者割当増資を行うことになったが、取締役籠池賢二は義憤心にかられ取締役会を欠席した。そうしたところ、上記稲葉寛の株主提案が株主総会で議案とされれば山口敏夫の意に沿わない籠池賢二まで取締役として再任されることを嫌った被告発人は、おそらくは山口敏夫の指示を受けて、稲葉寛が海外に出張していた最中の平成25年5月22日、同人の了承を得ることなく、同人名義を偽造して株主提案を撤回する旨の書面を作成して被告発人に送付し、その結果をIR情報として公表した。

5 上場企業でありながら、元国会議員山口敏夫の影響の下、株主名義を偽造してまで株主権の行使を封じるような行為は断じて許されないので、被告発人の嚴重な処罰を求めるものである。

又、元国会議員山口敏夫が指示しているのであれば同じく有印私文書偽造罪、同行使罪（刑法第159条第1項、第161条第1項）に該当するので、捜査の上、嚴重に処罰を求めるものである。

第4 立証方法

- 1 履歴事項全部証明書
- 2 株主提案権の行使に関するお知らせ
- 3 株主提案に関する当社の考え方に関するお知らせ
- 4 第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ
- 5 株主提案の撤回に関するお知らせ

第5 添付資料

上記各証拠

契 25.6.13 印
12-18

郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	東京地方検察庁 特別捜査部 直告班 様
お問い合わせ 番号	139-04-63101-6 号
上記の郵便物等は、25年6月13日に 配達しましたので、これを証明します。	
日本郵便株式会社 銀座郵便局	

付 印
日 銀 座
25.6.13
12-18

稲葉 寛様

通 知 書

お世話になります、先日はいきなり通知書なるものを送らせていただき申し訳ございませんでした。

前回の通知書御一考頂けましたでしょうか。

稲葉様は伊東市在住でもあり、永らくソーシャルエコロジープロジェクトの株式も保持なさっていらっしゃると思います。これは、見識を持ってサポテンパークアンドリゾートの事を考えて頂けている事だと私共は考え再度ご連絡させていただきました。

この度のソーシャルエコロジープロジェクトへ通知書では、山口氏、小松氏共々本質を見誤り考えていると想定しますので、稲葉様には現実を理解していただきたく、6月12日に検察庁特捜部に提出をした、告発書の謄本を添付送付させていただきます。

御覧のように告発書は検察庁に送付しているだけでなく、検察官書記に説明を始めています。

又、ジャスダック、セック（SESC）、マスコミ等にも告発の準備も行っております。

改めて、私共の思いを説明させていただきます。

私共は純粋にサポテンパークアンドリゾートの健全な運営がなされる事を願っている有志で今回、瀬川、山口両氏に戦いを挑んでおります。

稲葉様に於いては告発状の内容は刺激的な内容でご存じない事ばかりだと思いますが、山口氏とも交流があり、また、唯一の純粋な株主であると考え、全部の事実を掲げている告発状の謄本を送らせて頂きました。

告発事実が証明されると、上場廃止に追い込まれ瀬川氏の運営に移行してしまう事も考えられますが、私共は決して瀬川氏を容認しているのではなく真摯にサポテンパークアンドリゾートの繁栄を願っている方に経営をして頂きたいと考えているだけです。しかし、山口氏の遣り方はご自身の利益のみを追求し私腹を肥やしているだけであり、決して容認する事は出来ません。

私共の告発はその結論が出るまでには時間が掛かり、結論の出る時期には私共の思いに反し、瀬川、山口両氏がサポテンパークアンドリゾートをおもちゃにし、結果的に実態は広大な荒れ地になってしまう恐れがあるのではないかと不安ももっています。そこで、稲葉様が少しでも私共の意見に賛同して頂ける場所があるとのお考えならば、是非ソーシャルエコロジープロジェクトの株主総会にご出席いただき株主代表として今回の事件の実態をお話しして頂けないでしょうか。当日の株主総会には、私共と意見を同じくする最重要関係者も、必ず今回の顛末を答弁させますので、お力を貸してください。

なお、今の所、他の株主には同封の告発状の内容を知らせておりません。勿論、株主代表質問の依頼も行っておりません。

稲葉様に於いては、遅くとも6月20日木曜日までに私共の意見に同意していただきたく連絡を待っております。或は同意しなくとも事実確認をなさろうと決断戴けた場合も連絡をお待ちしております。

ご理解をいただいた場合には稲葉様のみで株主代表質問をして頂き、現在の問題の本質のみを問題とし大きな紛糾にならない事を望んでおります。

残念ながら、稲葉様からの連絡が無き場合は、他の株主に対し、告発状の謄本と株主総会での質問を行って頂く依頼を一斉に行う所存です。

私共は司法の知識が無いために、この場合ソーシャルエコロジープロジェクトが上場廃止になり、サポテンパークアンドリゾートが瀬川氏の所有になるのではないかと、或は公園運営が出来ず荒野になるのではないかと不安等がありますが、現状山口氏がサポテンパークアンドリゾートを食い物にしている状況からは脱せるのではないかと考えております。

稲葉様が株主として現状を糾弾していただき、サポテンパークアンドリゾートの自主的な運営を認める旨の交渉を一緒に行って頂ける事を切望している事にご理解を下さいませ。

宜しくお願い致します。

平成25年6月16日

横浜市青葉区榎が丘31-3-303

青山 篤

080-6063-0144

